

定

一 軍務味地として巡防預備に用

一 後方よりあること

一 お深紅大紋の法衣をいへるもの

あること——然るにそのいへる人

罪科をいへる事

一 捕らぬものとして下す事あるもの

ある事

右条に各人乗取者等より處罰科

自に依りて

天保八年三月 日



電

一 軍機要地として厳密に守る

一 慎重に扱うこと

一 お漏れ大儀としまして厳密に守る

一 厳格に守る

一 厳格に守る

一 厳格に守る

一 厳格に守る

右条に各人等共守るべき事

自覚せしむ

大正十八年八月



5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

豊臣秀吉朱印
天正十八年五月廿日
小田原徳氏
ノ祭制(原本)
豊臣秀吉(原本)
記載あり



豊臣秀吉朱印收
天正十八年五月廿日
小田原北條氏三降
沿道諸國、世々可主
定、録々(原本)
豊臣秀吉(原本)
記載あり

130X
59
1

